

韓国の竹島不法占拠と新聞報道



藤井 賢二
(日本安全保障戦略研究所研究員)

はじめに

- 1 1951年9月—平和条約調印と竹島の帰属
- 2 1952年1月—李承晩ライン宣言と日本の反応
- 3 1953年夏—竹島調査と日韓の対応
- 4 1953年秋—日韓の対立激化と竹島問題の論議
- 5 1954年夏～秋—韓国の不法占拠と日本政府
- 6 1955年—日本の配慮と韓国の拒絶
- 7 竹島問題の漁業問題への埋没

おわりに

補論：現在—漁業問題の竹島問題への埋没

別表「竹島問題に関する記事一覧」(次号掲載)

はじめに

本稿は、サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領に残されたにもかかわらず、日本が韓国の竹島不法占拠を阻止できなかった要因を、1950年代前半の新聞報道を主資料として、考えるものである。地方紙の現『山陰中央新報』(松江)と『日本海新聞』(鳥取)、全国紙の『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』、『産業経済新聞』、『日本経済新聞』の記事を検討する。別表は「竹島」という語句を題目、本文、付図に含む記事の一覧(現『山陰中央新報』朝刊除く。約600件)であり、本文記事と別表の①～⑥は対応している。また、必要に応じて韓国の新聞記事にも言及する。日付の右欄の数字は面数、内閣官房領土・主権対策企画調整室の「竹島資料ポータルサイト」¹に掲載されている記事には(P)を付した。

1 <https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/index.html>。2023年8月26日最終閲覧。

1 1951年9月—平和条約調印と竹島の帰属

次の〔表1〕〔表2〕は竹島関連記事の数を年別に示したものである。

〔表1：現『山陰中央新報』の竹島関連記事〕²

	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
『島根新聞』～『山陰新報』	9	21	100	81	11
『夕刊山陰』	2	6	28	24	4

『島根新聞』～『山陰新報』の記事数は『島根県地方紙における「竹島報道」悉皆調査報告書増補版』(公益財団法人日本国際問題研究所 2023年3月 東京)。以下「悉皆調査」と略記。拙稿での記事引用では記事番号を付すから、『夕刊山陰』の記事数は同紙を目視で確認して算出した(1951年8月1日・8月14日・9月14日・10月29日・11月9日は欠号)。

〔表2：全国紙の竹島関連記事〕³

	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
『朝日新聞』 (朝日新聞東京本社)	3	4	34	33	1
『毎日新聞』 (毎日新聞社(東京))	0	1	47	34	3
『読売新聞』 (読売新聞社(東京))	0	3	72	37	6

1951年9月8日に調印されたサンフランシスコ平和条約(以下「平和条約」と略記)での竹島の取扱いについて、島根県職員で竹島問題研究者の田村清三郎は同月6日付『夕刊山陰』で、「隠岐国五箇村の竹島が日本領土でなくなるという報道があって、関係者一同、驚いたのですが、すぐ誤報と判明して安心した」と記した(①)。これは、同年8月31日付『島根新聞』の「竹島 日本領から除外か 外相当局非公式に表明」(『悉皆調査』1-019)と同年9月1日付同紙「竹島は日本領 外務当局声明」(『悉皆調査』1-020)である。

2 現『山陰中央新報』の前身は1942年1月1日に『山陰新聞』と『松陽新聞』が合併した『島根新聞』(株式会社島根新聞社刊行)で、1952年4月1日から『山陰新報』(山陰新報社刊行)になった。株式会社島根新聞社は1949年10月1日に有限会社夕刊島根新聞社を設立して『夕刊島根』を創刊し、1950年2月15日に『夕刊島根』は『夕刊山陰』に改題された。1952年4月1日に山陰新報社は夕刊島根新聞社を合併した。山陰中央新報社ウェブサイト「社史」(<https://www.sanin-chuo.co.jp/list/company/history>)に上記沿革は掲げる(2023年6月16日閲覧)。

3 『朝日新聞』東京本社版の記事数は朝日新聞クロスサーチ(2023年7月16日最終検索)、『毎日新聞』毎日新聞社(東京)の記事数は毎索(2023年7月15日最終検索)、『読売新聞』毎日新聞社(東京)の記事数はヨミダス歴史館(2023年7月15日最終検索)の各データベースで、「竹島」「李承晩ライン(李ライン)」「アシカ」で検索してヒットした結果である。別表の上記3紙の地域版および『日本海新聞』・『産業経済新聞』・『日本経済新聞』の記事は、データベースではなく目視で確認したものである。

1-020-a)に反応したものであろう。

平和条約で竹島が日本領に残されたという外務省の言明は、1951年9月1日付の『朝日新聞』(②)・『日本経済新聞』(③)・『産業経済新聞』東京本社版でも報じられた。『朝日新聞』は同年11月24日にも、鳥取県立境高校練習船朝風丸による竹島上陸および平和条約で竹島が日本領に残ったという外務政務次官の発言を掲載した(④)。韓国はこの記事に反発し、同年11月26日付『東亜日報』には「獨島を竹島と稱す日本領有を主張 朝日新聞報道に憤激」が掲載され、同日付で韓国政府公報處長が竹島は韓国領という談話を発表した⁴。

〔表3：韓国紙の竹島関連記事〕⁵

	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
『東亞日報』	3	21	26	35	12
『朝鮮日報』	1	13	23	65	7
『京郷新聞』	0	14	19	47	12

〔表3〕にある『東亜日報』の1951年の他の二つの記事—7月22日付「米に5項目提示 梁大使對日講和草案修正要求」と同月24日付「社説 外交使節團派遣を要望」一は、平和条約で竹島を朝鮮領とすることを韓国が米国に要求したことを報じたものである。しかし、その回答—米国が竹島は日本領に残ることを韓国に伝えた同年8月10日付公文(「ラスク書簡」)—を韓国民に知らせるることはなかった⁶。竹島が韓国領という韓国人の誤解を放置した責任は大きい。

ところで、1951年9月には戦前の竹島利用に関する記事が見られる。10日付『島根新聞』「話題の焦点 竹島はアシカの里 史実が語る日本領有」(『悉皆調査』1-023)以外にも、7日付の『朝日新聞(島根版)』・『朝日新聞(鳥取版)』には、アシカ猟に従事して1905年の竹島編入の契機を作つ

4 『光復30年重要資料集(月刊中央75年1月号 別冊付録)』(中央日報社 ソウル) 140頁。

5 「NAVER ニュースライブラリー」<https://newslibrary.naver.com/search/searchByDate.naver> を「豎島」で検索した結果である。『東亜日報』は「国史編纂委員会」の「韓国史データベース」<https://db.history.go.kr/>でも確認した。2023年5月19日最終検索。

6 駐米韓国大使館が「ラスク書簡」を本国に伝達しなかった、あるいは韓国政府が「ラスク書簡」を隠ぺいしたことについては、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(『島嶼研究ジャーナル』7-2 島嶼資料センター 2018年3月 東京)で言及した(59頁)。

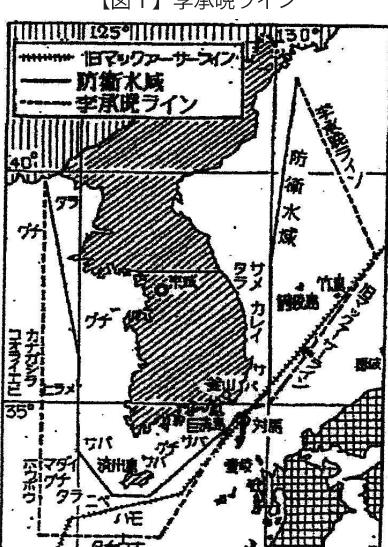
た中井養三郎の甥中井金三の竹島での漁獵の体験談が掲載された(⑤)・(⑥)。21日付『毎日新聞(島根版)』には戦前のアシカ猟の写真が掲載された(⑦)。なお、中井金三は1953年7月1日付『日本海新聞』でも竹島でのアシカ猟の体験を語っている(⑧)。

また、1951年9月の『島根新聞』では韓国人の竹島上陸が報じられた。4日付の「竹島で韓国人? 目撃 隠岐の漂流漁民が証言」(『悉皆調査』1-021)と8日付の「確かにいた韓国人 漂流者に聞く 隠岐竹島の真相」(『悉皆調査』1-022)である。この証言を報じたのは、他紙では同月8日付『毎日新聞(島根版)』(⑨)にとどまる。竹島問題への危機感の薄さを物語っている。なお、毎日新聞松江支局は竹島問題について精力的な取材をしており、同月2日付『毎日新聞』(同社(大阪))3面の「話題まいた竹島 やはり日本領と外務省 アシカ住む無人島 附近は無尽蔵の漁場」(島根県立図書館所蔵)も、松江発である。

2 1952年1月—李承晩ライン宣言と日本の反応

1952年1月18日、韓国政府は朝鮮半島を囲む広大な海域に主権行使するとして李承晩ライン宣言(正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」)を発し、その海域に竹島を含めた(【図1】)。日本政府は同月28日にこれに抗議し、ここに竹島問題が発生した。一方で、李承晩ライン宣言には、済州島周辺を主とする好漁場からの日本漁船排除という韓国のもう一つの意図があった。竹島問題と漁業問題の二つの問題を含んでいたのである。

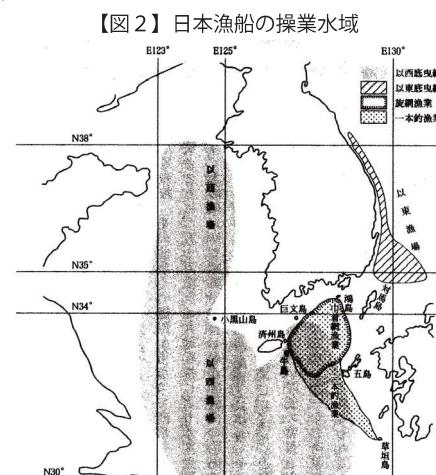
李承晩ライン宣言を報じた1952年1月25日付の3つの新聞記事(『朝日新聞』・『読売新聞』・『日本経済新聞』



出典：1953年8月28日付『朝日新聞』(「京城」は現ソウルの古称)

(⑩・⑪・⑫)は漁業に関するもので、竹島への言及はわずかである。李承晩ライン宣言の2つの韓国の対日要求のうち、日本は竹島問題よりも漁業問題に強く反応した。連合国軍最高司令官総司令部（以下「総司令部」と略記）が定めた日本漁船の操業許可区域（マッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記。【図1】の「旧マックアーサーライン」。1946年6月22日付SCAPIN-1033でこの線に決定）で囲まれた水域）は同年4月の日本独立で撤廃されることが確定しており、出漁への期待が高まっていたからであった。

【図2】は1953年5月20日の第二次日韓会談第3回漁業委員会に日本が提出した日本漁船の操業水域図である。底曳網漁業（東シナ海の以西底曳網漁業（トロール漁業および二隻一組で操業する以西底曳があった）と朝鮮半島東岸を主とする以東底曳（沖合底曳ともいう）に分類される）、旋網（巾着網）漁業と一本釣漁業の漁場が朝鮮半島周辺に広がっていた。【表4】は李承晩ラインで囲まれた水域での日本漁船の操業実績である。以西底曳と旋網で漁獲高の6割以上を占めていることがわかる。実は、韓国もこれらの漁業の振興を目指しており、李承晩ライン宣言は【図2】の漁場の独占を目論むものであった⁷。



出典：韓国国会図書館所蔵『韓日会談漁業委員会議事録（第一、二、三次会談）』（韓国政府外務部1958年）。原図から筆者が作成した。

⁷ 李承晩ライン宣言作成経緯については拙著『竹島問題の起原－戦後日韓海洋紛争史－』（ミネルヴァ書房 2018年3月 京都）2・3章、および前掲註(6)「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程」参照。

〔表4：李承晩ライン水域における日本の主要漁業〕

漁業種類 (主要漁獲物)	漁船		漁獲高		漁期	
	隻数	所属県名	乗組員 数（人）	数量 (トン)		
サバ一本釣（さば）	425隻	千葉・神奈川・静岡・和歌山・愛媛・福岡・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島	10,625	47,753トン (20.9%)	3,187,500 (24.4%)	5～11月 (7ヶ月)
旋網（あじ、さば）	793隻 (254統)	山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島	13,010	60,562 (27.5%)	3,395,700 (26.0%)	5～11月 (7ヶ月)
以東底曳（かれい、かに、ぐち、たら）	232隻 (170統)	兵庫・鳥取・島根・山口・福岡・佐賀	2,320	17,940 (7.9%)	766,400 (5.9%)	11～3月 (5ヶ月)
以西底曳（まだい、れんこ、ぐち、たち、かれい類、かながしら、いか、えい）	875隻	山口・福岡・佐賀・長崎	10,500	73,764 (32.3%)	3,732,050 (28.6%)	1～12月 (12ヶ月)
以西トロール（まだい、きぐち、たち、かれい、にべ、えい）	58隻	山口・福岡・長崎	1,450	18,502 (8.1%)	938,600 (7.2%)	1～12月 (12ヶ月)
捕鯨（ながす）	2隻	東京	44	2,400	180,000	8～10月 (3ヶ月)
その他漁業（かじき、さわら、れんこ鰯）	245隻	岡山・山口・大分・長崎・熊本・鹿児島	3,291	7,300	850,000	1～12月 (12ヶ月)
計	2,630隻			228,220	13,050,250	

水産庁編『水産時報』5-54（農林協会 1953年12月 東京）より作成。拙著『竹島問題の起原－戦後日韓海洋紛争史－』35頁の同名の表を若干修正した。原註は次の通りである。

- 1) 「旋網」は網船285隻、運搬船508隻を含み、灯船508隻は含まれていない。
- 2) 「漁業種類」中「その他漁業」とは、突棒漁業、さわら流網、れんこ鰯等延縄漁業、かじき延縄漁業をいう。
- 3) 漁獲総高は概ね昭和27年の実績を基礎として算出した。
- 4) 漁獲金額は、最近2ヶ月（昭和28年8～9月 - 藤井補註-）の貢当り平均魚価若しくは、昭和28年1～6月貢当り平均魚価、又は昭和27年の貢当り平均魚価に昭和28年の値上り分を加算した額を基礎として算出した。

1952年1月26日付『島根新聞』の「奇怪な“李宣言”絶対反対 水産業界に大反響 島根」（『悉皆調査』1-026(P)）も、主たる関心事は漁業であった。記事に「戦前島根県では（略）底引船数隻が朝鮮水域で操業していたが、県の計画としては講和発効後マ・ラインが撤廃されれば再び同水域に進出する」心算とある。この「朝鮮水域」とは【図2】の朝鮮半島東岸の